

○顧客資産から除かれる取引を指定する件

(平成十九年八月十七日金融庁・財務省告示第二号)

金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十八条の六第四号の規定に基づき、顧客資産から除かれる取引を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

当事者の一方が受渡日を指定できる権利(以下「選択権」という。)を有する債券売買取引であつて、当該選択権を有する当事者が、当該選択権を行使できる一定の期間又は一定の日に受渡日の指定を行わない場合には、当該債券売買取引に係る契約が解除される取引